

講義録レポート

講義録コード

06-11-9-101-21

講 座	社会保険労務士	科目①	
目標年	2011年合格目標	科目②	
コース	2011 本試験解答解説会	回 数	1 回
		通算回数	1 回
用 途			

収録日	2011 年 9 月 3 日		
講師名	高橋 比沙子 先生 高橋 眞幸 先生 宮島 哲浩 先生	板書 枚数	/ 枚 ※レポート 含まず
		補助レジュメ 枚数	48 枚
		その他 ()	枚

授業構成	前半 70分 → 休憩 10分 → 後半 70分		
実施テスト	有 ・ 無		
対応テスト	<ミニテスト>	() 第	回
	<答練・演習>	() 第	回
使用教材	●基本テキスト [] P. ~ P.		
	●レジュメ [] P. ~ P.		
	●その他 [] P. ~ P.		
配布教材	●教材(テキスト・問題集) ()		
	●補助レジュメ () _____ 枚	講義録添付 (有・無)	
	●その他 () _____ 枚	講義録添付 (有・無)	
備考	*DVDご視聴の方へ*正確な講義時間につきましては、DVDケースの背表紙下に記載されていますので適宜ご確認ください。 (例) ①51 記載の場合、前半講義 51分 (答練・演習の場合は、解説もしくは事前講義 51分を表します)		

社 労 士 講義録

科
目

2011 解説会

コ
ー
ス回
数

/

配
布
物

★ミニテスト：あり [

] なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

講
師宮島
高橋
高橋

先生

(真) 先生

(比) 先生

★実力テスト：あり [

] なし

★その他のレジュメ [

]

◇配布物なし

テキスト
ページ

黒 板 内 容

外 ぼ う の 醜 状 障 害

改正前

著しい醜状を残すもの

醜状を残すもの

女性

男性

女性

男性

7 級

12 級

12 級

14 級

7 級

9 級

12 級

第43回（平成23年度）

社会保険労務士試験

TAC社会保険労務士講座

解答解説会

平成23年9月3日～4日 解答解説会資料

061-6900-1208-18

※この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。
※この解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による解答について保証するものではありません。

第43回 本 試 験 分 析

◎特徴

1. 択一式… 全体的な難易度はここ数年の本試験とほぼ同水準であった。労一は白書や統計からの出題が多く、正答を導き出すことが困難なものが目立ったが、法規からの出題で得点を確保したい。社保科目は、国年の難易度が例年に比べ高かった感があるが、他は比較的得点がしやすかったと思われる。
2. 選択式… 択一式同様、例年並の難易度であった。労災は改正点の細かい内容を問う問題であり難易度が高い。労一は久しぶりの労務管理からの出題であった。一方、社一、国年は細かい内容を問うものであり、高得点を取ることは困難であったと思われる。

◎合格ラインの予想

1. 択一式… 総得点 46点以上 各科目 4点以上
2. 選択式… 総得点 27点以上 各科目 3点以上

合格ライン予想は、本試験終了時点での予想であり「本試験解答分析サービス」の結果を加味する前のものとなっています。最終予想は9月16日(金)よりホームページ上に掲載いたします (<http://www.tac-school.co.jp>)

◎目標点

※目標点は難易度を基準に設定したものであり科目ごとの合否ラインとは関係がありません。

【択一式】

科目	労基・安衛	労災・徴収	雇用・徴収	労一・社一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	7	5+2	6+3	3+3	9	7	7	52

【選択式】

科目	労基・安衛	労災	雇用	労一	社一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	3	3	5	3	3	4	4	3	28

◎択一式問題 科目別コメント

労基・安衛…労基法はここ数年の傾向と同じく、基本条文、通達、判例からバランス良く出題されている。個々の肢に難しいものがあったても、正解肢は導き出せる基本レベルの問題が多い。安衛法は、問10が奇抜な問題であるが、3問中1問は正解したい。

労災・徴収…難易度の差が極端であった。問1から問4は基本問題であり、必ず得点したい。問5、6はテキストに記載もなく難問であった。問7は正解肢Dの誤りが明らかであるが、消去法でも正解できる。問8Cは、明らかに誤りであるが、Eに関しては、則38条2項4号及び5号により、増加概算保険料申告書は年金事務所を経由して提出することはできないので誤りとした。

雇用・徴収…例年通り基本的事項からの出題が目立った。問4Cのような誤りの論点を見過

ごさないよう丁寧な学習を心掛けたい。また、問6についても他の肢に惑わされることなく、自信をもってBを正解と選べるよう基礎を固めておきたい。雇用保険側の徴収法は、基本的な問題が多く、全問正解を目指したい。問10のAに関しては、テキストに詳細の記載はないが、正解肢であるEが明らかであるので、基本問題とした。

- 常識 … 昨年に引き続き、労働経済白書や労働統計から多く出題されており、多くの受験生は対策が困難であったと思われる。ただ、問4、5の法規は十分に得点可能であるので、ここで確実に得点しておきたい。問6は基本的な問題である。問7～9は細かい規定もあるが、条文の基本的理解があれば解答できるであろう。なお、問10は通常の学習では判断することはできない、高度な実務知識が要求される問題であった。
- 健保 … 通達などの細かい箇所からの出題も少なく、例年になく基本的な問題が多かった。基本事項で正解肢を導くことができるので、8点は得点したい。
- 厚年 … 今年度の出題においては、問5及び問7を除いて、選択肢中に幾つかの難問はあっても、正解となる肢は基本的事項を問うものがほとんどである。テキスト及び過去問をしっかりと学習していれば、全体でも6～8点を取れるであろう。
- 国年 … 通常の受験勉強で対応できないような超難問は見受けられなかったが、正解を選ぶにあたっては、判断に迷う問題が少なくなかった。基本的な事項を確実にして極力失点しないようにする対策が求められたといえる。

◎選択式問題 科目別コメント

- 労基・安衛… 労基法については、最高裁判所の判例からの出題はほぼ定着したように思われる。しかし、判例の表面的な暗記に頼る勉強では対応不可。難しい。安衛法のD・Eはいずれも受験生にとっての基本条文からの出題で、確実に得点したい。A、D、Eで3点ゲット！
- 労災 … D、Eは難問で正解を導き出すことは難しいため、A、B、Cで得点したい。
- 雇用 … 極めて基本的事項からの出題である。総合点確保のためにも、確実に得点しておきたいところである。
- 労一 … 久しぶりの労務管理からの出題である。問題文をよく読み、推論しながらB、D、Eで3点を確保したい。
- 社一 … 介護保険法の要介護認定に関する問題である。一部に細かい箇所からの出題もあり、難易度は高いが、A、B、Dは比較的正確しやすい設問であるので、3点は確保してほしい。
- 健保 … 基本的な問題であるが、Bについては、出題の意図は本則からと思われ「③介護納付金」となるが、附則の規定を考慮すると「退職者給付拠出金」も含まれることとなり、選択肢の中に「⑩退職者給付拠出金」があることから判断に迷った受験生もいるであろう。
- 厚年 … 年金額及び年金額の改定からの出題は、一見すると難問だが、落ち着いて考えれば正解が導き出せる。A及びBは確実に解答したいところである。C、Dは解答に迷うところだが、問題文の最終行でCが判断できる。仮にC、Dを誤っても、Eは基本事項でもあり、これを加えて3点は確保できるであろう。
- 国年 … 基本テキストの場合、国年ではなく厚年に記載されていた。科目は違うものの該当箇所を試験前に確認できていたかどうか、得失点の分かれ目になったと思われる。

択 一 式 解 答

平成23年 8 月29日 15 : 00現在

科 目 名	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問10
労働基準法 労働安全衛生法	C	B	E	D	C	D	A	E	C	B
労災保険法 (徴収法含む)	E	A	B	C	A	D	D	C E	B	A
雇用保険法 (徴収法含む)	B	C	A	C	D	B	A	B	C	E
労働及び社会保険 に関する一般常識	B	E	A	D	A	D	B	D	E	B
健康保険法	D	B	E	B	A	E	E	C	B	B
厚生年金保険法	A	D	E	A	B	D	A	C	C	C
国民年金法	C	C	E	A	D	D	B	C	A	D

※労災保険法（徴収法含む）問 8 において、C は明らかに誤りであるが、E については徴収法施行規則第38条第 2 項第 4 号及び第 5 号により、増加概算保険料申告書は年金事務所を経由して提出することはできないので、正しい選択肢とはいえない。

選 択 式 解 答

平成23年8月30日 17:00現在

〔問 1〕 労働基準法・労働安全衛生法

(労基法41条1号、平成11. 3. 31基発168号、
最二小昭和48. 3. 2白石宮林署事件、最
一小昭和62. 4. 2あけぼのタクシー事件、
安衛法65条の4、安衛則43条)

- A (7) 深夜業
- B (2) 解除条件
- C (18) 平均賃金の6割
- D (6) 常時使用する
- E (9) 潜水業務

〔問 2〕 労働者災害補償保険法

(労災則別表第1、労基則別表第2、昭和
50. 9. 30基発565号、平成23. 2. 1基発
0201第1号、平成23. 2. 1基発0201第2号)

- A (20) 労働能力
- B (7) 女性の等級を基本として男性の
等級を引き上げる
- C (10) 相当程度の
- D (3) 鶏卵大面
- E (6) 10円銅貨大

〔問 3〕 雇用保険法

(法38条1項、法41条1項、法53条1項1号、
平成22. 4. 1厚労告154号)

- A (9) 季節的
- B (19) 日雇労働被保険者
- C (4) 4
- D (10) 求職者給付
- E (6) 6

〔問 4〕 労働に関する一般常識

- A (2) 電産型賃金制度
- B (1) 職務給制度
- C (4) 『能力主義管理』
- D (2) 職能資格制度
- E (2) 成果主義的賃金制度

〔問 5〕 社会保険に関する一般常識

(介護保険法27条1項、8項、法28条2項、
法183条1項、法189条2項、則38条、則
39条)

- A (6) 介護保険被保険者証
- B (15) その申請のあった日にさかのぼ
って
- C (1) 3か月間から5か月間までの範
囲内
- D (18) 要介護認定の更新の申請
- E (7) 公益を代表する委員

〔問 6〕 健康保険法

(法151条、法152条、法154条の2)

- A (20) 予算
- B (3) 介護納付金
- C (14) 被保険者数
- D (4) 概算払い
- E (13) 特定健康診査等

〔問 7〕 厚生年金保険法

(法43条1項、法43条の2、1項、法43条の3、1
項)

- A (12) 再評価率
- B (1) 5. 481
- C (19) 物価変動率
- D (20) 名目手取り賃金変動率
- E (7) 3年後

〔問 8〕 国民年金法

(法74条1項～3項)

- A (2) 教育及び広報
- B (8) 相談その他の援助
- C (5) 情報
- D (13) 電子情報処理組織
- E (15) 日本年金機構

難 易 度 一 覧 表

【択一式】

科目名	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問10	◎	△	●	
労働基準法 労働安全衛生法	◎	◎	◎	△	◎	●	◎	◎	△	●	6	2	2	
労災保険法 (徴収法含む)	◎	◎	◎	◎	●	●	◎	—	◎	◎	7	0	2	
雇用保険法 (徴収法含む)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	10	0	0	
労働及び社会保険 に関する一般常識	△	●	●	◎	◎	◎	△	△	◎	●	4	3	3	
健康保険法	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	◎	◎	◎	8	2	0	
厚生年金保険法	△	◎	△	◎	△	◎	△	◎	◎	◎	6	4	0	
国民年金法	◎	◎	△	◎	◎	△	◎	△	△	△	5	5	0	
(◎ : 得点したい △ : やや難・応用問題 ● : 難問)											個数	46	16	7
											%	67%	23%	10%

【選択式】

科目名	A	B	C	D	E	◎	△	●
労働基準法 労働安全衛生法	◎	●	●	◎	◎	3	0	2
労災保険法	◎	◎	△	●	●	2	1	2
雇用保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
労働一般常識	●	◎	●	△	◎	2	1	2
社会一般常識	◎	◎	△	◎	●	3	1	1
健康保険法	◎	△	◎	◎	◎	4	1	0
厚生年金保険法	◎	◎	◎	△	◎	4	1	0
国民年金法	△	△	△	△	◎	1	4	0
(◎ : 得点したい △ : やや難・応用問題 ● : 難問)						24	9	7

選択式ズバリ的中

選択式 ズバリの中

本試験問題

T A C教材

(上段：問題、下段：答え)

【労働基準法】

教材・箇所等

公開模試問 1－C

3 「使用者の責めに帰すべき事由によつて解雇された労働者が解雇期間中に他の職に就いて利益を得たときは、使用者は、右労働者に解雇期間中の賃金を支払うに当たり右利益〔…(略)…〕の額を賃金額から控除することができるが、右賃金額のうち労働基準法 12 条 1 項所定の〔 C 〕に達するまでの部分については利益控除の対象とすることが禁止されているものと解するのが相当である」とするのが最高裁判所の判例である。

C：平均賃金の 6 割

3 労働者の解雇が使用者の責めに帰すべき事由によるものであり、当該解雇が無効とされた事案において、最高裁の判例では、使用者の責めに帰すべき事由によつて解雇された労働者が解雇期間中に他の職に就いて利益を得たときは、使用者は、当該労働者に解雇期間中の賃金を支払うに当たりその中間利益の額を賃金額から控除することができるが、当該賃金額のうち〔 C 〕に達するまでの部分については利益控除の対象とすることが禁止されているものと解するのが相当である、としている。

C：平均賃金の 6 割

【雇用保険法】

教材・箇所等

暗記カード 雇用－4

被保険者であつて、〔 A 〕に雇用される者のうち、次の①又は②のいずれにも該当せず、かつ、〔 B 〕でない者が失業した場合には、一定の要件をみたせば、特例一時金が支給される。

- ① 〔 C 〕か月以内の期間を定めて雇用される者。

C：4

被保険者であつて、季節的に雇用されるもののうち次のいずれにも該当しない者（日雇労働被保険者を除く。）を短期雇用特例被保険者という。

- ① 〔 B 〕の期間を定めて雇用される者

B：4 箇月以内

被保険者であって、[A] に雇用される者のうち、次の①又は②のいずれにも該当せず、かつ、[B] でない者が失業した場合には、一定の要件をみたせば、特例一時金が支給される。

- ① [C] か月以内の期間を定めて雇用される者。

C : 4

教材・箇所等

新・標準テキスト準拠 トレーニング

被保険者であって、季節的に雇用されるもののうち次のいずれにも該当しない者(日雇労働被保険者を除く。)を [C] という。

- ① [D] 以内の期間を定めて雇用される者

D : 4 箇月

被保険者であって、[A] に雇用される者のうち、次の①又は②のいずれにも該当せず、かつ、[B] でない者が失業した場合には、一定の要件をみたせば、特例一時金が支給される。

- ① [C] か月以内の期間を定めて雇用される者。

C : 4

教材・箇所等

実力テスト第2回 選択式問2-C

被保険者であって、季節的に雇用されるもののうち次のいずれにも該当しない者(日雇労働被保険者を除く。)を短期雇用特例被保険者という。

- ① [C] 以内の期間を定めて雇用される者

C : 4 箇月

被保険者であって、[A] に雇用される者のうち、次の①又は②のいずれにも該当せず、かつ、[B] でない者が失業した場合には、一定の要件をみたせば、特例一時金が支給される。

- ① [C] か月以内の期間を定めて雇用される者。

A : 季節的

C : 4

教材・箇所等

選択式予想問題集 問8-A、B

被保険者であって、[A] もののうち次のいずれにも該当しない者(日雇労働被保険者を除く。)を短期雇用特例被保険者という。

- ① [B] 以内の期間を定めて雇用される者

A : 季節的に雇用される

B : 4 箇月

その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者とみなして、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、
[D] が支給される。

D 求職者給付

教材・箇所等

到達度テスト第3回 選択式問1-E

その者を受給資格者とみなして、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、雇用保険法第2節（同法第33条第1項ただし書〔公共職業訓練等を受けた場合の離職理由による給付制限の解除〕の規定を除く。）に定めるところにより、[E] を支給する。

E：求職者給付

特例給付を受給するためには、当該日雇労働被保険者について、継続する [E] 月間に、印紙保険料が各月11日以上納付され

E：6

教材・箇所等

到達度テスト第3回 選択式問2-A

日雇労働被保険者が失業した場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その者は、公共職業安定所長に申し出て、特例給付による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる。

- ① 継続する [A] 間に当該日雇労働被保険者について印紙保険料が [B] 以上納付されていること。

A：6月

特例給付を受給するためには、当該日雇労働被保険者について、継続する [E] 月間に、印紙保険料が各月11日以上納付され

E：6

教材・箇所等

総合答練第2回 選択式問2-A

日雇労働被保険者が失業した場合において、次の①から③のいずれにも該当するときは、その者は、公共職業安定所長に申し出て、特例給付による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる。

- ① 継続する [A] 間に当該日雇労働被保険者について印紙保険料が [B] 以上納付されていること。

A 6月

【健康保険法】

教材・箇所等

暗記カード 健保－20

- 1 国庫は、毎年度、[A]の範囲内において、健康保険事業の事務・・・(略)・・・の執行に要する費用を負担する。
- 2 健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における[C]を基準として、厚生労働大臣が算定する。
- 4 国庫は、[A]の範囲内において、健康保険事業の執行に要する費用のうち、[E]の実施に要する費用の一部を補助することができる。

A：予算

C：被保険者数

E：特定健康診査等

1. 事務費の国庫負担

国庫は、毎年度、[A]において、健康保険事業の**事務の執行**に要する費用を**負担**する。

2. 健康保険組合に対して交付する国庫負担金
健康保険組合に対して交付される事務費に係る国庫負担金は、各健康保険組合の[C]を基準として**厚生労働大臣が算定**する。

4. [F]等に対する国庫補助

国庫は、上記1.及び3.のほか、予算の範囲内において、健康保険事業の執行に要する費用のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による[F]等([F]及び特定保健指導)の実施に要する費用の一部を補助することができる。

A. 予算の範囲内

C. 被保険者数

F. 特定健康診査

教材・箇所等

実力完成答練第7回 選択式問5－A

- 2 健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における[C]を基準として、厚生労働大臣が算定する。
- 3 上記2の国庫負担金については、[D]をすることができる。

C：被保険者数

1. 健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における[A]を基準として、厚生労働大臣が算定するが、当該国庫負担金については、概算払をすることができる。

A：被保険者数

2 健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における〔 C 〕を基準として、厚生労働大臣が算定する。 4 国庫は、〔 A 〕の範囲内において、健康保険事業の執行に要する費用のうち、〔 E 〕の実施に要する費用の一部を補助することができる。
C：被保険者数 E：特定健康診査等



教材・箇所等
トレーニング 選択式問 7－B、E
2. 健康保険組合に対して交付される事務費に係る国庫負担金は、各健康保険組合の〔 B 〕を基準として厚生労働大臣が算定する。 4. 国庫は、予算の範囲内において、健康保険事業の執行に要する費用のうち、〔 E 〕等の実施に要する費用の一部を補助することができる。
A：被保険者数 E：特定健康診査

【厚生年金保険法】

老齢厚生年金の額は、被保険者であった全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、厚生年金保険法別表の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率（以下「〔 A 〕」という。）を乗じて得た額の総額を当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。）の 1,000 分の〔 B 〕に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。
A：再評価率



教材・箇所等
暗記カード 厚年－17
老齢厚生年金の額は、被保険者であった全期間の〔 C 〕（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、受給権者の区分に応じて定める〔 D 〕を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。）の 1,000 分の 5.481 に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。
D：再評価率

老齢厚生年金の額は、被保険者であった全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、厚生年金保険法別表の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率（以下「[A]」という。）を乗じて得た額の総額を当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。）の1,000分の[B]に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

A：再評価率

教材・箇所等

実力テスト第4回 選択式問2-B

老齢厚生年金の額は、原則として、被保険者であった全期間の[A]（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、[B]を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。）の1,000分の5.481に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

B：再評価率

2 [A]については、毎年度、厚生年金保険法第43条の第2第1項第1号に掲げる率（以下「[C]」という。）に第2号及び第3号に掲げる率を乗じて得た率（「[D]」という。）を基準として改定し、当該年度の4月以降の保険給付について適用する。

3 受給権者が65歳に達した日の属する年度の初日の属する年の[E]の年の4月1日の属する年度以後において適用される[A]（「基準年度以後[A]」という。）の改定については、上記2の規定にかかわらず、[C]を基準とする。

C：物価変動率 D：名目手取り賃金変動率
E：3年後

教材・箇所等

暗記カード 厚年-43

- (1) 再評価率の改定（新規裁定者）
再評価率については、毎年度、[A]を基準として改定し、当該年度の4月以降の保険給付について適用する。
- (2) 基準年度再評価率の改定（既裁定者）
受給権者が65歳に達した日の属する年度の初日の属する年の[B]後の年の4月1日に属する年度以後において適用される再評価率（「基準年度以後再評価率」という。）の改定については、上記(1)にかかわらず、[C]を基準として改定し、当該年度の4月以降の保険給付について適用する。

A：名目手取り賃金変動率 B：3年
C：物価変動率

科目別解答・解説（択一式）

労働基準法・労働安全衛生法

〔問 1〕 正解 C 最二小昭和38. 6. 21十和田観光電鉄事件。設問の通り正しい。

A 労働基準法3条。労働基準法第3条で労働条件の差別的取扱について禁止しているのは、労働者の「国籍、信条又は社会的身分」を理由とする場合のみであるため誤り。なお、「人種」及び「門地」については、本条の「社会的身分」に含まれると解されている。

B 労働基準法6条、昭和33. 2. 13基発90号。「他の法律の定め如何にかかわらず」の部分が誤り。労働基準法第6条では、「何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない」とされている。

D 労働基準法9条、同法116条2項、平成11. 3. 31基発168号。「いかなる形態の家事使用人にも労働基準法が適用される」の部分が誤り。家事使用人には、原則として労働基準法は適用されない。

E 労働基準法11条。「又は顧客」の部分が誤り。労働基準法に定める賃金とは、「賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのもの」をいう。

〔問 2〕 正解 B 労働基準法15条2項。設問の通り正しい。

A 労働基準法14条1項。設問後段の「期間を定める労働契約の更新によって継続雇用期間が10年を超えることがあってはならない」とする規定はない。なお、設問前段については正しい。

C 労働基準法16条。設問のように、労働契約の締結において、一定金額の範囲内で損害賠償額の予定を定めるようなことはできない。

D 労働基準法17条、昭和33. 2. 13基発90号。労働基準法が禁止しているのは、「前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金の相殺」であり、使用者が労働者に金銭を貸すこと自体は禁止されていない。

- E 労働基準法18条1項、2項。労使協定があったとしても、労働契約に附随して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をすることはできない。

【問 3】 正解 E 労働基準法20条2項、3項。設問の通り正しい。

- A 労働基準法20条1項。労働基準法第20条の解雇予告の規定は、解雇（使用者の一方的意思表示による労働契約の解除）の場合に適用され、労働者が一方的に労働契約を解約する場合には適用されない。
- B 労働契約法16条。労働基準法に設問の規定はない。なお、労働契約法第16条では「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」とされているが、罰則の規定はない。
- C 労働基準法21条。試の使用をされている者であっても、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合には、労働基準法第20条所定の予告期間及び予告手当の規定が適用される。
- D 労働基準法21条。6か月の期間を定めて使用される者については、労働基準法第20条所定の予告期間及び予告手当の規定は適用される（適用されないのは「2か月以内」の期間を定めて使用される者である。）。

【問 4】 正解 D 最二小平成13.6.22トーコロ事件。36協定を締結した労働者側の当事者が労働者の過半数を代表する者でない場合、当該36協定は有効であるとは認められないとするのが最高裁判所の判例である。

- A 労働基準法34条2項ただし書。設問の通り正しい。
- B 労働基準法35条2項、同法施行規則12条の2,2項。設問の通り正しい。
- C 労働基準法34条1項。設問の通り正しい。36協定を締結し、行政官庁に届け出た場合であっても、休憩は法定通りに与えなければならない。
- E 労働基準法37条1項、平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 C 労働基準法89条。就業規則を作成し又はその内容を変更した場合には、所轄労働基準監督署長に届け出なければならないが、許可は必要としない。

- A 労働基準法89条3号。設問の通り正しい。
- B 労働基準法89条10号。設問の通り正しい。
- D 労働基準法91条。設問の通り正しい。
- E 労働基準法106条1項、平成11. 1. 29基発45号。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 D 労働基準法24条、同法91条。設問の通り正しい。

- A 労働基準法26条、昭和63. 3. 14基発150号。設問の場合は「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないので、休業手当を支払う必要はない。
- B 最一小昭和60. 3. 7水道機工事件。労働者が業務命令によって指定された時間、その指定された出張・外勤業務に従事せず内勤業務に従事したことは、債務の本旨に従った労務の提供をしたものとはいえず、また、使用者は本件業務命令を事前に発したことにより、その指定した時間については出張・外勤以外の労務の受領をあらかじめ拒絶したものと解すべきであるから、労働者が提供した内勤業務についての労務を受領したものとはいえず、したがって、使用者は、労働者に対し、当該内勤業務に従事した時間に対応する賃金の支払義務を負うものではないとするのが最高裁判所の判例である。
- C 最一小平成元. 12. 14日本シェーリング事件。労働協約において稼働率80%以下の労働者を賃上げ対象から除外する旨の規定を定めた場合に、当該稼働率の算定に当たり労働災害による休業を不就労期間とすることは、公序に反し無効であるとするのが最高裁判所の判例である。
- E 労働基準法37条、昭和22. 11. 5基発231号。家族手当は、算定基礎賃金に含めないことが原則であるが、家族数に関係なく一律に支給されている手当は、算定基礎賃金に含めなければならない。

〔問 7〕 正解 A 労働基準法60条1項。満18歳に満たない年少者については、フレックスタイム制を適用することはできない。また、15歳の年度末を過ぎていれば、1週間について48時間、1日について8時間を超えない範囲内において、1か月単位の変形労働時間制を適用することができる。

B 労働基準法60条2項。設問の通り正しい。

C 労働基準法61条5項。設問の通り正しい。

D 労働基準法64条の3、1項、3項、女性則2条。設問の通り正しい。

E 最三小昭和60.7.16エヌ・ビー・シー工業事件。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 E 労働安全衛生法12条1項、同法施行令4条、労働安全衛生規則11条1項。設問の通り正しい。

A 労働安全衛生法10条1項、同法施行令2条2号。総括安全衛生管理者に関しては、作業場等の巡視義務は規定されていない。なお、設問前段は正しい。

B 労働安全衛生法11条1項、同法施行令3条、労働安全衛生規則6条1項。安全管理者に関しては、作業場等の巡視の頻度は規定されていない。なお、設問前段は正しい。

C 労働安全衛生法13条1項、同法施行令5条、労働安全衛生規則15条1項。産業医の作業場等の巡視頻度は、少なくとも「毎月」1回である。なお、設問前段は正しい。

D 労働安全衛生法12条の2、労働安全衛生規則12条の2。安全衛生推進者に関しては、作業場等の巡視義務は規定されていない。なお、設問前段は正しい。

〔問 9〕 正解 C 労働安全衛生法66条の8。面接指導は労働者の申出により行われるものであり、設問のように、都道府県労働局長が指示することができるという規定はない。

A 労働安全衛生法65条5項、労働安全衛生規則42条の3。設問の通り正しい。

B 労働安全衛生法66条4項、労働安全衛生規則49条。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- D 労働安全衛生法78条1項、労働安全衛生規則84条。設問の通り正しい。
- E 労働安全衛生法99条の2, 1項。設問の通り正しい。

【問 10】 正解 B 設問の通り正しい。

- A クレーン等安全衛生規則ではなく、正しくは、「クレーン等安全規則」である。
- C 事務所安全衛生規則ではなく、正しくは、「事務所衛生基準規則」である。
- D 石綿安全衛生規則ではなく、正しくは、「石綿障害予防規則」である。
- E 粉じん安全衛生規則ではなく、正しくは、「粉じん障害防止規則」である。

労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 E 法26条1項、法28条、則18条の16,1項、平成13.3.30基発233号。

設問の通り正しい。

A～D 法26条1項、法28条、則18条の16,1項、平成13.3.30基発233号。二次健康診断等給付は、一次健康診断の結果、設問の①～④のすべての項目において医師による異常の所見が認められることが要件とされている。

〔問 2〕 正解 A 法10条。設問の通り正しい。

B～E 法10条。航空機が墜落し、滅失し、又は行方不明となった日に死亡したものと推定される。

〔問 3〕 正解 B 法16条の4,1項2号カッコ書。設問の通り正しい。

A 法16条の4,1項3号。遺族補償年金を受ける権利は、直系血族又は直系姻族以外の者の養子となったときには消滅するが、直系血族又は直系姻族の養子となっても消滅しない。

C 法16条の4,1項5号カッコ書。労働者の死亡の当時から引き続き厚生労働省令で定める障害の状態にあるときは、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了しても、遺族補償年金の受給権は消滅しない。

D 法16条の4,1項6号カッコ書。労働者の死亡の当時60歳以上の祖父母は、厚生労働省令で定める障害の状態がなくなっても、遺族補償年金の受給権は消滅しない。

E 法16条の4,1項6号カッコ書。遺族補償年金を受ける権利を有する孫が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときは、厚生労働省令で定める障害の状態がなくなっても、受給権は消滅しない。

〔問 4〕 正解 C 法19条の2、平成7.3.23基発25号。設問の通り正しい。

- A 法7条3項。日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、通勤とされるのであって、当該逸脱又は中断の間は通勤とはされない。
- B 法40条1号。再審査請求がされた日から3箇月を経過しても裁決がないときは、労働保険審査会の裁決を経ずに、処分を取り消しの訴えを提起することができる。
- D 法42条。療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、「3年」ではなく、2年を経過したときに消滅する。
- E 法16条の9,1項、4項。労働者の死亡前に、当該労働者の死亡によって遺族補償年金を受けることができる「先順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者」だけでなく、同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、遺族補償年金を受けることができる遺族とされない。また、労働者を故意に死亡させた者も、遺族補償年金を受けることができる遺族とされない。なお、遺族補償年金を受けることができる遺族が、先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させたときは、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなり、遺族補償年金の受給権は、消滅する。

〔問 5〕 正解 A 平成19.4.23基発0423002号。アフターケアの対象傷病には、サリン中毒及び精神障害も含まれる。

- B 平成19.4.23基発0423002号。設問の通り正しい。
- C 平成19.4.23基発0423002号。設問の通り正しい。
- D 平成19.4.23基発0423002号。設問の通り正しい。
- E 平成19.4.23基発0423002号。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 D 労基則別表第2第6号1、同表第6号5、平成5.10.29基発619号。設問の「業務に起因する医療従事者等のMRSA感染症」は、労働基準法施行規則別表第1の2「第1号（業務上の負傷に起因する疾病）」ではなく、第6号の1（患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患）又は5（その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病）に該当する疾病とされている。

- A 平成5.10.29基発619号。設問の通り正しい。
- B 平成5.10.29基発619号。設問の通り正しい。
- C 平成5.10.29基発619号。設問の通り正しい。
- E 平成5.10.29基発619号。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 D 法49条1項。行政庁は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受け、又は保険給付を受けようとする者（遺族補償年金又は遺族年金の額の算定の基礎となる者を含む。）の診療を担当した医師その他の者に対して、その行った診療に関する事項について、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は職員に、これらの物件を検査させることができるものとされている。

- A 法48条1項、2項。設問の通り正しい。
- B 法47条、昭和48.11.22基発644号。設問の通り正しい。
- C 法47条の2。設問の通り正しい。
- E 法45条。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 C 徴収法15条1項、3項、法16条。事業主が、増加概算保険料申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認められるときであっても、所轄都道府県労働局歳入徴収官が増加概算保険料の額を決定し、これを当該事業主に通知することはない（増加概

算保険料については、認定決定することはない。)。

E 徴収法16条、徴収法施行規則38条1項、2項4号、5号。増加概算保険料申告書については、年金事務所を経由して提出することはできない。したがって、本肢は正しい選択肢とはいえないため、誤りとした。

- A 徴収法16条。設問の通り正しい。
- B 徴収法附則5条、則附則4条1項。設問の通り正しい。
- D 徴収法19条1項、3項。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 B 整備法8条1項、2項1号、3号。設問の通り正しい。

- A 徴収法附則4条。雇用保険暫定任意適用事業の事業主が、当該事業に係る保険関係を消滅させようとする場合、当該保険関係成立後1年を経過している必要はなく、また、労働者の同意は、「過半数」ではなく、 $\frac{4}{3}$ 以上必要である。
- C 徴収法19条1項、整備法8条1項。納付すべき確定保険料がない場合であっても、確定保険料申告書は提出しなければならない。
- D 徴収法33条3項。設問の場合に提出すべき書類は、「労働保険事務等処理委託解除届」ではなく、労働保険事務組合業務廃止届である。
- E 徴収法19条、徴収法施行規則36条。設問の還付の請求は、所轄都道府県労働局資金前渡官吏に労働保険料還付請求書を提出することによって行わなければならない。

〔問 10〕 正解 A 徴収法7条、平成12. 12. 25労告120号。機械装置の組立て又は据付けの事業については、設問のような地域制限はない。

- B 徴収法15条1項。設問の通り正しい。
- C 徴収法19条1項。設問の通り正しい。
- D 昭和40. 7. 31基発901号。設問の通り正しい。
- E 徴収法施行規則6条2項3号。設問の通り正しい。

雇 用 保 険 法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 B 雇用保険法4条1項、法6条3号。設問の通り正しい。

- A 雇用保険法4条1項、法6条1号。65歳に達した日以後に雇用される者であっても、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者になることがあるので誤り。
- C 雇用保険法4条1項、法6条2号。1週間の所定労働時間が20時間以上であれば、他の適用除外に該当しない限り、被保険者となるため誤り。なお、設問にある「短時間労働被保険者」という区分は、平成19年に廃止されている。
- D 雇用保険法4条1項、法5条1項、法6条、行政手引20006。船員保険の被保険者が、雇用保険の適用除外とされるわけではないので誤り。
- E 雇用保険法4条1項、行政手引20351。設問の者が労災保険に特別加入したことにより、雇用保険の被保険者とされるわけではないので誤り。

〔問 2〕 正解 C 雇用保険法13条1項、雇用保険法施行規則18条3号、行政手引50152。
「2年にその4年を加算した期間」が誤り。受給資格要件の緩和により算定対象期間が延長されるのは、原則の算定対象期間と加算された期間とを合わせて最大限4年間である。

- A 雇用保険法13条1項。設問の通り正しい。
- B 雇用保険法14条1項。設問の通り正しい。
- D 雇用保険法20条1項1号。設問の通り正しい。
- E 雇用保険法21条。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 A 雇用保険法22条1項1号。設問の受給資格者に係る所定給付日数は「180日」ではなく、「150日」であるので誤り。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- B 雇用保険法22項1号3号。設問の通り正しい。
- C 雇用保険法22条1項3号、法23条1項。設問の通り正しい。
- D 雇用保険法23条1項3号ロ、4号ロ。設問の通り正しい。基準日における年齢が満42歳である特定受給資格者の所定給付日数は240日、基準日における年齢が満32歳である特定受給資格者の所定給付日数は210日である。
- E 雇用保険法23条1項2号イ。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 C 雇用保険法21条、法33条1項。「離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日後」が誤り。設問の給付制限は、待期期間の満了後 1 箇月以上 3 箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間について行われる。

- A 雇用保険法32条1項。設問の通り正しい。
- B 雇用保険法32条2項。設問の通り正しい。
- D 雇用保険法33条3項、雇用保険法施行規則48条の2。設問の通り正しい。所定給付日数が180日である場合、設問のような受給期間の調整は行われない。
- E 雇用保険法34条1項。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 D 雇用保険法56条の3、1項2号。設問の通り正しい。

- A 雇用保険法56条の3、3項1号。就業手当の額について、設問のような暫定措置は設けられてないので誤り。
- B 雇用保険法58条、雇用保険法施行規則87条1項、則88条5項、則89条1項、則90条。移転費の額は、単身で移転する場合と同居の親族を随伴する場合では異なるので誤り。
- C 雇用保険法56条の3、1項1号ロ、雇用保険法施行規則82条1項3号。再就職手当は、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により職業に就いた場合でなくても支給されることがあるので誤り。なお、就業手当及び再就職手当については、離職理由による給付制限を受けた場合において、待期期間の満了後 1 箇月の期間内については、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介に

より職業に就いたことが支給要件とされる。

- E 雇用保険法施行規則82条の5。就業手当支給申請書の提出は、原則として、失業の認定の対象となる日について、当該失業の認定を受ける日にしなければならないとされており、「失業の認定とは無関係」ではないので誤り。

〔問 6〕 正解 B 雇用保険法61条の6, 1項、雇用保険法施行規則101条の17。設問の通り正しい。

- A 雇用保険法61条の4, 1項、6項、雇用保険法施行規則101条の11の3。設問の期間は、被保険者及び配偶者それぞれについて1年が上限となるので誤り。
- C 雇用保険法施行規則101条の13。設問のような証明を提出することは規定されていないので誤り。
- D 雇用保険法14条2項、法22条5項、法61条の4, 2項、法61条の6, 2項。設問の場合、「被保険者の確認があった日の2年前の日よりも前の期間」についても、みなし被保険者期間に算入することができるので誤り。
- E 雇用保険法61条の4, 4項、5項、法附則12条。「100分の40以下」を「100分の30以下」とすると正しい記述になる。育児休業給付金の額は、当分の間、一支給単位期間について、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の50に相当する額とされているが、当該支給単位期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に当該支給単位期間における育児休業給付金の額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の80に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の80に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額が、当該支給単位期間における育児休業給付金の額とされる。

〔問 7〕 正解 A 雇用保険法10条の3, 1項、2項。設問の「その者と事実上の婚姻関係にあったX」は、未支給の失業等給付の支給を請求することができるため誤り。未支給の失業等給付の請求権者とされる配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった

者も含まれる。

- B 雇用保険法8条、法9条1項。設問の通り正しい。被保険者及び被保険者であつた者は、いつでも、設問の確認の請求することができる。
- C 雇用保険法10条1項、法11条。設問の通り正しい。
- D 雇用保険法63条1項6号。設問の通り正しい。
- E 雇用保険法66条6項。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 B 徴収法33条1項、平成12. 3. 31発労徴31号。印紙保険料に関する事項は、労働保険事務組合に処理を委託することができる事務の範囲から除かれている。

- A 徴収法33条1項、平成12. 3. 31発労徴31号。設問の通り正しい。
- C 徴収法33条1項、平成12. 3. 31発労徴31号。設問の通り正しい。
- D 徴収法33条1項、平成12. 3. 31発労徴31号。設問の通り正しい。
- E 徴収法33条1項、平成12. 3. 31発労徴31号。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 C 徴収法施行規則34条。設問の通り正しい

- A 徴収法施行規則1条1項1号、3号、則1条3項2号。一元適用事業であつて、労働保険事務組合に事務処理を委託する事業の場合には、保険関係成立届は、所轄公共職業安定所長に提出をしなければならない。
- B 徴収法施行規則42条1項。事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、あらかじめ、「雇用保険印紙購入通帳交付申請書」を所轄公共職業安定所長に提出して、雇用保険印紙購入通帳の交付を受けなければならない。
- D 徴収法施行規則10条2項。継続事業の一括の申請は、それぞれの保険に係る保険関係ごとに個別に行うのではなく、保険関係の全部又は一部の一括に係る指定を受けることを希望する事業(指定事業)が、所轄都道府県労働局長に対して行わなければならない。
- E 整備法5条3項。労災保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に任意加入の認可があつたものとみなされるので、設問の場合は、改

めて任意加入の手続をする必要はない。

〔問 10〕 正解 E 徴収法附則2条3項、法附則7条1項。設問の通り正しい。

- A 徴収法41条2項。政府が行う労働保険料その他徴収法の規定による徴収金の徴収の告知は時効中断の効力を生ずるとされており、概算保険料の額を決定した場合に都道府県労働局歳入徴収官が行う通知はこれに該当し、時効の中断の効力を有する。
- B 徴収法41条1項。労働保険料その他徴収法の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、「5年」ではなく、2年で時効により消滅する
- C 徴収法41条3号、法47条2号。労働保険事務組合についても同様の罰則規定の適用がある。
- D 徴収法施行規則72条。その完結の日から「5年間」ではなく、3年間(雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿は4年間)保存しなければならない。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

〔問 1〕 正解 B 平成21年雇用動向調査（厚生労働省）。インターネットを利用した割合は1割未満ではなく、3割弱である。

- A 平成21年雇用動向調査（厚生労働省）。設問の通り正しい。
- C 平成21年雇用動向調査（厚生労働省）。設問の通り正しい。
- D 平成21年雇用動向調査（厚生労働省）。設問の通り正しい。
- E 平成21年雇用動向調査（厚生労働省）。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 E 平成21年労使コミュニケーション調査（厚生労働省）。労働組合のある事業所の方が、職場懇談会の設置割合も高い。

- A 平成22年労働組合基礎調査（厚生労働省）。設問の通り正しい。
- B 平成22年労働組合基礎調査（厚生労働省）。設問の通り正しい。
- C 平成21年労使コミュニケーション調査（厚生労働省）。設問の通り正しい。
- D 平成21年労使コミュニケーション調査（厚生労働省）。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 A 平成22年版労働経済白書（厚生労働省）P167。設問の通り正しい。

- B 平成22年版労働経済白書（厚生労働省）P194～195。長期雇用慣行、年功賃金については批判されていたが、非正規雇用者の増加や正規雇用者との所得・賃金格差が拡大したことなどの影響により、2001年以降、長期雇用慣行、年功賃金ともに良くないものだとする傾向は弱まっている。
- C 平成22年版労働経済白書（厚生労働省）P187。一人当たり雇用者報酬（平均賃金）の変化率が2000年代になってマイナスとなっている最も大きな要因は、非正規雇用比率の上昇であるとされている。

D 平成22年版労働経済白書（厚生労働省）P168～170。賃金カーブの企業規模間格差は、1990年代以降、概ね格差縮小の方向に進んできており、それは大企業において勤続年数が低下したためである。

E 平成22年版労働経済白書（厚生労働省）P46。労働分配率は、景気変動とかかわりなく推移しているものではなく、企業収益の減少により上昇するものである。なお、資本金10億円以上の企業では2008年度は前年度の52.9%から63.1%へと大きく上昇し、また、資本金1億円未満の企業では1990年代後半以降、概ね80%程度の水準で推移してきたが、2008年度には82.0%とさらに上昇している。

〔問 4〕 正解 D 労働契約法14条。在籍出向の場合、必ずしも労働者の個別の同意が必要なわけではない。

- A 労働契約法3条2項。設問の通り正しい。
- B 労働契約法4条2項。設問の通り正しい。
- C 労働契約法10条。設問の通り正しい。
- E 労働契約法17条2項。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 A 労働組合法3条。設問の通り正しい。

- B 労働組合法7条2号。使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むことは、不当労働行為として禁止されているが、団体交渉の労働者側の当事者は、労働者の過半数で組織する労働組合に限られるものではなく、使用者は、当該労働組合とのみ団体交渉を行う義務を負うわけではない。
- C 労働組合法7条2号。使用者は、その雇用する労働者が加入している労働組合については、当該企業の外部を拠点に組織されている場合であっても、団体交渉を行う義務を負う。
- D 労働組合法14条。労働協約は、書面に作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによってその効力を生ずるものとされている。

E 労働組合法17条、同法18条。労働協約は、労働組合に加入していない労働者の労働契約を規律する効力をもつことがある。労働組合法第17条においては、「一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の4分の3以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても、当該労働協約が適用される。」ものとされている。また、同法第18条第1項においても、「一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立てに基づき、労働委員会の決議により、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約の適用を受けるべきことの決定をすることができる。」とされている。

〔問 6〕 正解 D 船員保険法93条、同法95条。行方不明手当金の支給を受ける期間は、被保険者が行方不明となった日の「翌日から起算して3か月」を限度とする。

- A 船員保険法11条。設問の通り正しい。
- B 船員保険法12条。設問の通り正しい。
- C 船員保険法24条。設問の通り正しい。
- E 船員保険法138条1項。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 B 確定給付企業年金法100条1項。設問の通り正しい。

- A 確定給付企業年金法2条3項。国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の組合員は、被用者年金被保険者等には含まれない。
- C 確定給付企業年金法3条1項2号。「財務大臣の承認」ではなく「厚生労働大臣の認可」を受けなければならない。
- D 確定給付企業年金法55条1項。「年2回以上」ではなく「年1回以上」掛金を拠出しなければならない。

- E 確定給付企業年金法58条1項。少なくとも「6年ごと」ではなく「5年ごと」に第57条に定める基準に従って掛金の額を再計算しなければならない。

〔問 8〕 正解 D 高齢者の医療の確保に関する法律108条2項。設問の通り正しい。

- A 高齢者の医療の確保に関する法律104条1項。都道府県は、当該保険料を徴収しない。
- B 高齢者の医療の確保に関する法律104条3項。おおむね「5年」ではなく「2年」を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。
- C 高齢者の医療の確保に関する法律107条1項。保険料徴収は、①特別徴収及び②普通徴収の2つの方法である。なお、①特別徴収及び②普通徴収の内容は設問の通りである。
- E 高齢者の医療の確保に関する法律109条。「政令」ではなく「市町村の条例」で定める。

〔問 9〕 正解 E 高齢者の医療の確保に関する法律50条。設問の通り正しい。

- A 厚生年金保険法9条、同法13条1項、昭和13.10.22社庶発229号。設問の者は、最初に雇用された日に被保険者資格を取得する。
- B 国民年金法89条。設問のような規定はない。
- C 介護保険法9条2号。「20歳以上」ではなく「40歳以上」65歳未満の医療保険加入者をいう。
- D 国民健康保険法5条、同法6条。設問中の「すべて」が誤り。市町村の区域内に住所を有する者であっても、一定の者は当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とならない。

〔問 10〕 正解 B 社会保険労務士法2条1号の2、昭和61.10.1庁保発40号。設問の通り正しい。なお、『委任の範囲内で内容の変更等を行い得るのみならず、申請等について責任をもって処理できるよう当該申請等に係る行政機関等の調査又は処分に関する主張又は陳述を行い得るも

の』とは、「提出代行」ではなく「事務代理」において行い得るものである。

- A 社会保険労務士法2条1項3号、3項1号、平成19. 3. 26厚生労働省基発0326009号・庁文発0326011号。設問の相談は、紛争解決手続代理業務に含まれるため、特定社会保険労務士でない社会保険労務士は行うことができない。
- C 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令2条3項、平成11. 6. 30庁保発16号・労徴発61号。社会保険労務士が、社会保険審査官及び社会保険審査会法に基づく審査請求又は再審査請求を代理して行う場合は、審査請求又は再審査請求書に社会保険労務士が記名押印し、委任状を添付しなければならないこととされている（委任状の添付を省略することはできない）。
- D 社会保険労務士法施行規則17条の3, 2号。派遣先については開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限られ、一般企業等への派遣はできない。
- E 社会保険労務士法32条の2, 1項3号。設問の場合は、「3年以下の懲役又は200万円以下の罰金」ではなく「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に処せられる。

健康保険法

〔問 1〕 正解 D 法3条7項3号、4号。設問の配偶者が死亡した後であっても、引き続きその被保険者と同一世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持されている場合は、被扶養者となることができる。

A 法3条1項2号ロ。設問の通り正しい。

B 法36条、平成14. 4. 24保保発0424001号・庁保険発24号。設問の通り正しい。

C 法3条3項、昭和25. 9. 22保文発2414号。設問の通り正しい。飲食業は、健康保険の非適用業種であるため、個人経営の飲食業の事業所は、その従業員数にかかわらず強制適用事業所とはならず、また、法人の事業所は、常時従業員を使用している場合には、その業種にかかわらず、強制適用事業所となる。

E 法37条。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 B 平成16. 3. 30保発0330003号。設問の通り正しい。

A 法116条、昭和26. 3. 19保文発721号。自殺による死亡は故意に基づく給付事由ではあるが、死亡は1度限りの絶対的なものであるとともに、埋葬料は、被保険者であった者により生計を維持していた者で埋葬を行うものに対して支給されるという性質のものであるから、自殺により死亡した場合の埋葬料は支給される。

C 法104条。資格喪失後に任意継続被保険者になった場合であっても、傷病手当金の継続給付を受けることはできる。

D 法108条4項。設問の場合には、「老齢退職年金給付」ではなく、「傷病手当金」は支給されない。なお、その受けることができる老齢退職年金給付の額を360で除して得た額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額が支給される。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

E 法63条1項、法99条1項、昭和26. 5. 1保文発1346号、昭和26. 10. 16保文発4111号。設問の療養については、傷病手当金も支給される。

【問 3】 正解 E 法117条。設問の場合は、その給付の「全部」ではなく、「全部又は一部」を行わないことができる。

- A 法166条。設問の通り正しい。
- B 法167条1項。設問の通り正しい。
- C 法108条1項。設問の通り正しい。
- D 法58条1項。設問の通り正しい。

【問 4】 正解 B 法100条。設問の通り正しい。

- A 法99条1項、昭和2. 2. 5保理659号。会社の公休日も待期期間に含まれる。
- C 法137条。設問文中、「前6か月間」は、正しくは「前4か月間」である。
- D 法190条。「社会保険審査官」ではなく「社会保険審査会」に対して審査請求をすることができる。
- E 法193条1項。保険給付を受ける権利も、「2年」を経過したときに時効により消滅する。

【問 5】 正解 A 法3条5項、平成15. 10. 1保保発1001002号。設問の前払い退職金制度を設けた場合、その部分については、原則として報酬又は賞与に該当する。

- B 法3条5項。設問の通り正しい。
- C 法49条1項、2項。設問の通り正しい。
- D 則50条の2, 1項。設問の通り正しい。
- E 法114条。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 E 法75条の2,1項。設問の通り正しい。

A 法26条1項。①については、組合会議員の定数の「4分の3以上の多数」による組合会の議決、である。

B 法88条1項、法89条1項、4項7号。設問の前段は正しいが、後段については、申請者が、社会保険料について、その申請をした日の前日までに、社会保険各法又は地方税法の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく「3か月以上の期間」にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料の「すべて」を引き続き滞納しているときは、厚生労働大臣は指定してはならないとされている。

C 則35条。設問の場合には、「あらかじめ」、文書でその旨を厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならないとされている。

D 法85条2項。「中央社会保険医療協議会」が定める基準ではなく、「厚生労働大臣」が定める基準である。

〔問 7〕 正解 E 法7条の30。「厚生労働大臣」は全国健康保険協会の業績について事業年度ごとに評価を行い、当該評価の結果を遅滞なく「全国健康保険協会」に対して通知するとともに、これを公表しなければならないとされている。

A 法58条3項。設問の通り正しい。

B 法150条3項。設問の通り正しい。

C 法7条、則1条1項、則2条1項。設問の通り正しい。

D 平成21.3.17保発0317001号。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 C 法115条、令43条9項、昭和48.10.17保発95号・庁保発18号。設問の通り正しい。

A 法111条1項。家族訪問看護療養費は、「被保険者」に対して支給される。

B 法115条、法147条。高額療養費は、日雇特例被保険者及びその被扶養者の療養に要した費用についても支給される。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- D 法82条1項。「社会保障審議会」ではなく、「中央社会保険医療協議会」に諮問するものとされている。
- E 法63条2項4号、法86条1項、平成20.3.19厚労告98号。病床数200床以上の病院で紹介なしに受けた初診は、緊急その他やむを得ない場合を除き、選定療養の対象となる

【問 9】 正解 B 法108条2項、則89条1項。傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の傷病により障害厚生年金の支給を受けることができるときは、「障害厚生年金」が優先して支給される。ただし、その障害厚生年金の額を360で除して得た額が、傷病手当金の額より「少ない」ときは、その差額を支給する。

- A 法99条1項、昭和2.2.26保発345号、昭和32.8.13保文発6905号。設問の通り正しい。
- C 法135条1項、平成15.2.25保発0225001号・庁保発1号。設問の通り正しい。
- D 法99条1項、法108条1項、平成11.3.31保険発46号・庁保険発9号。設問の通り正しい。
- E 則82条1項、2項。設問の通り正しい。

【問 10】 正解 B 法172条3号。設問の通り正しい。

- A 法160条6項。全国健康保険協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、「理事長」が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、「運営委員会の議を経なければならない」。
- C 法161条1項、昭和40.1.18事発125号。保険料の納付義務は事業主にあるので、支払う報酬がないため保険料を控除できない場合であっても、事業主は全額納付しなければならない。
- D 法169条2項。日雇特例被保険者が1日において2以上の事業所に使用される場合においては、「初めにその者を使用する事業主」が保険料の納付義務を負う。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- E 法180条5項。全国健康保険協会が、保険料の滞納処分について、国税滞納処分の例により処分を行う場合には、「厚生労働大臣の認可を受けなければならない」。

厚生年金保険法

〔問 1〕 正解 A 法58条2項。設問の通り正しい。

B 法44条の3、4項、(60)法附則59条2項、令3条の5の2、1項。経過的加算額を「控除して」の箇所が誤り。経過的加算額を「加算して」得られた額に増加率を乗じて得られる額である。

C 法98条3項、法63条2項1号、則63条1項。設問の場合、失権の届出をすることとは義務づけられていない。

D 法55条1項。障害手当金は、(略)「初診日」から起算して「5年」を経過する日までの間におけるその傷病の治った日において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態（障害等級3級よりも軽い状態）にある場合に、支給される。

そのため、障害厚生年金に係る障害認定日から起算してその傷病により政令で定める程度の障害の状態（障害等級3級以上）に該当することなく3年を経過した場合であっても、上記の要件に該当しないときは、障害手当金は支給されない。

E 法附則4条の4、2項。事業主の同意がないものは、基金の加入員としないこととされている。

〔問 2〕 正解 D 法46条1項、3項、(60)法附則62条1項、改定率改定令5条1項、平成23.4.1年発0401第12号。設問の通り正しい。

A 法37条5項。「未支給の保険給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。」とされており、按分した額をそれぞれに支給するわけではない。

- B 法130条3項、基金令27条。障害給付金には、年金たる給付として支給するもののほか、一時金たる給付として行うことも認められているため、一括して支給することはできる。なお、「一時金たる給付は、当該受給権者が希望したときは、年賦払として支給することができる。」とされている。
- C (6)附則25条。60歳台前半の老齢厚生年金と基本手当との調整規定は、平成10年4月1日以後に受給権が発生した者が対象となるため、平成16年4月1日以前に受給権を取得した者のうち、平成10年4月1日以後に受給権が発生したものについては調整対象となり得た。
- E 法39条の2。則89条の2。「老齢厚生年金」が誤り。過誤払いによる返還金債権の金額に充当することができるのは、年金たる保険給付の受給権者の死亡を支給事由とする「遺族厚生年金」である。

〔問 3〕 正解 E 法3条2項、法59条1項、昭和55.5.16庁保発15。設問の要件を満たす者は、事実婚関係にある者とされ、配偶者の死亡に係る遺族厚生年金の遺族とされる。

- A (60)法附則72条2項、3項。旧法63条3項。設問の通り正しい。

〔参考〕 旧法63条3項〔(60)法附則72条3項により読替〕

夫、父母又は祖父母の有する遺族年金の受給権は、障害等級の1級又は2級の障害の状態にある夫、父母又は祖父母について、その事情がやんだときは、消滅する。但し、夫、父母又は祖父母が受給権を取得した当時55歳以上であるときを除く。

- B 法63条1項3号、2項1号。設問の通り正しい。
- C 基金令25条、基金令附則7条。設問の通り正しい。
- D 法63条1項5号ロ。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 A 法38条1項。障害厚生年金は、「老齢基礎年金及び付加年金」との併給をすることができない。なお、障害基礎年金及び遺族基礎年金との併給に関する記述は正しい。

- B 法49条2項、法54条1項。設問の通り正しい。
- C 法98条3項、則48条。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

D 法47条。設問の通り正しい。原則の障害厚生年金は、障害認定日が65歳に達する日前にあることを要件とはされていない。したがって、障害認定日が65歳に達した日以後であっても、所定の要件を満たしているときは、障害厚生年金が支給される。

E 法52条7項、法附則16条の3,2項。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 B 法120条の2,2項。「連帯して現状回復を行わなければならない」ではなく「連帯して損害賠償の責めに任ずる」こととされている。

A 法120条の2,1項。設問の通り正しい。

C 法120条の3,1項。設問の通り正しい。

D 法120条の4。設問の通り正しい。

E 法121条。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 D 法92条2項。年金たる保険給付を受ける権利の時効は、当該年金たる保険給付がその全額につき支給を停止されている間は、「中断する」のではなく、「進行しない」ものとされている。

A 法92条1項。設問の通り正しい。

B 法92条1項。設問の通り正しい。

C 法92条1項。設問の通り正しい。

E 法92条3項。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 A 法47条2項、令3条の8、令別表第1,3号。設問の通り正しい。

B 法47条2項、国年令4条の6、国年令別表。設問の障害の状態は、障害等級1級に該当する。

C 法47条2項、国年令4条の6、国年令別表。設問の障害の状態は、障害等級1級に該当する。

D 法47条2項、国年令4条の6、国年令別表。設問の障害の状態は、障害等級1級に該当する。

- E 法47条2項、国年令4条の6、国年令別表。設問の障害の状態は、障害等級1級に該当する。

〔問 8〕 正解 C 法20条2項。設問の通り正しい。

- A 法20条2項。「平均した額」ではなく、「平均した額の100分の200に相当する額」である。
- B 法20条2項。「平均した額」ではなく、「平均した額の100分の200に相当する額」であり、また、「翌年の4月1日」ではなく、「その年の9月1日」である。
- D 法20条2項。「翌年の4月1日」ではなく、「その年の9月1日」である。
- E 法20条2項。「平均した額の100分の300に相当する額」ではなく、「平均した額の100分の200に相当する額」であり、また、「翌年の4月1日」ではなく、「その年の9月1日」である。

〔問 9〕 正解 C 法14条5号、法19条1項、法46条1項、法81条2項、(16)法附則43条1項。設問の通り正しい。70歳以上の使用される者については、設問のように、一定の要件に該当する場合は、いわゆる高在老の規定により老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止される。

- A 法附則8条の2, 1項、法附則9条の2, 1項、法附則9条の3, 1項。設問の生年月日の男子であっても、障害者・長期加入者の特例に該当する場合には、61歳から報酬比例部分と定額部分とを合わせた額の老齢厚生年金が支給される。
- B 法43条3項。「資格を喪失した日の属する月」ではなく、「資格を喪失した日から起算して1月を経過した日の属する月」から年金の額を改定する。
- D 法59条2項、法63条1項。遺族厚生年金には、いわゆる転給の制度はなく、妻が遺族厚生年金の受給権を失った場合に、母に対して遺族厚生年金が支給されることはない。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- E 法58条1項1号、3号。障害等級3級に該当する障害厚生年金の受給権者である被保険者が死亡した場合に、遺族厚生年金が支給されるには、保険料納付要件を満たしている必要がある。なお、障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給権者が死亡した場合には、保険料納付要件は問われない。

【問 10】 正解 C 法23条1項。設問の標準報酬月額の変定（随時改定）は、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、行われな
い。

- A 法21条、法23条、平成15. 2. 25保発0225004号・庁保発2号。設問の通り正しい。
- B 法27条、則10条の4、平成19. 3. 29庁保発0329009号。設問の通り正しい。
- D 法37条1項。設問の通り正しい。
- E 法81条の2。設問の通り正しい。

国 民 年 金 法

〔問 1〕 正解 C 法附則9条の3の2,1項3号。最後に被保険者の資格を喪失した日(同日に日本国内に住所を有していた者にあつては、その後初めて日本国内に住所を有しなくなった日)から起算して2年を経過している者は、脱退一時金を請求することができない。

- A 独立行政法人農業者年金基金法17条1項。設問の通り正しい。
- B 法28条4項、令4条の5,1項、(12)令附則2条。設問の通り正しい。
- D 法16条の2,1項。設問の通り正しい。
- E 年金時効特例法2条。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 C 法附則9条の3の2、厚年法附則29条。設問の通り正しい。

- A 法12条8項。「全部又は一部」ではなく「一部」を当該健康保険組合に委託することができる。
- B 法37条の2,1項1号、法39条2項。設問のような規定はない。
- D 法73条、法105条3項。正当な理由がなくて、法第105条第3項〔受給権者の届出〕の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。
- E (6)法附則11条10項、(16)法附則23条10項。65歳以上70歳未満の任意加入被保険者は、寡婦年金に関する規定の適用については第1号被保険者とみなされない。

〔問 3〕 正解 E 法109条の2,1項。学生納付特例事務法人は、保険料の納付に関する事務をすることはできない。

- A (60)法附則12条1項2号、(60)法附則別表第2。設問の通り正しい。
- B 法5条3項、4項、法49条、法89条。設問の通り正しい。

- C 法附則5条11項、(6)法附則11条11項、(16)法附則23条11項。設問の通り正しい。
- D 法92条、令6条の13。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 A 独立行政法人福祉医療機構法12条1項12号。設問の年金受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことができる機関は、「独立行政法人福祉医療機構」である。

〔問 5〕 正解 D (6)法附則4条1項。設問の通り正しい。いわゆる「失権者に対する障害基礎年金」に関する問題である。

- A 法34条2項、3項。設問の者は、障害基礎年金の額の改定を請求することができる。
- B 法33条の2, 1項、2項。障害基礎年金の受給権者が当該受給権を取得した後、に生計維持要件等所定の要件を満たした子についても加算の対象となる。
- C 法36条2項。障害基礎年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったときは、障害の状態に該当しない間、その支給が停止される。
- E 法20条1項。設問のようにどちらか一方の年金を支給するときは、その間、他方の年金は支給停止となる。

〔問 6〕 正解 D 法7条2項、平成15. 3. 24庁文発798号。恒常的な収入には、恩給、年金、給与所得、傷病手当金、失業給付金、資産所得等の収入で、継続して入るもの（又はその予定のもの）がすべて含まれる。

- A 法7条2項、昭和61. 3. 31庁保発13号。設問の通り正しい。
- B 法7条2項、昭和61. 3. 31庁保発13号。設問の通り正しい。
- C 法7条2項、昭和61. 3. 31庁保発13号。設問の通り正しい。
- E 法7条2項、平成15. 3. 24庁文発798号。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 B (60)法附則8条5項1号、9号。設問の場合は「20歳以上60歳未満」の期間が合算対象期間とされる。

- A (60)法附則8条4項。設問の通り正しい。
- C (60)法附則8条5項2号。設問の通り正しい。
- D (60)法附則12条1項1、2号、(60)法附則別表第2。設問の通り正しい。
- E (60)法附則12条1項4号、(60)法附則別表第3。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 C 法附則9条の2の3。設問の通り正しい。

- A 法28条、法附則9条の2、法附則9条の2の2。老齢基礎年金の繰下げ支給については国民年金法の本則において規定されており、繰上げ支給については国民年金法の附則において当分の間の措置として規定されている。
- B 法18条1項、法附則9条の2,3項。老齢基礎年金の繰上げ支給の受給権は、繰上げ請求のあった日から発生する。設問後段は正しい。
- D 法附則9条の2,5項。設問の場合、寡婦年金の受給権は消滅する。
- E 法20条1項、法附則9条の2の4。遺族厚生年金の受給権者が老齢基礎年金の繰上げ支給を受ける場合には、遺族厚生年金については65歳になるまでその全額が支給停止される。

〔問 9〕 正解 A 法89条本文。設問の通り正しい。

- B 法86条。都道府県は設問の規定の対象ではない。
- C 法94条の3,2項、令11条の3。設問の第2号被保険者は「20歳以上60歳未満」の者に限られる。
- D 法94条の3,2項、令11条の3。設問の第1号被保険者数には保険料の一部免除期間を有する者も含まれる。
- E (60)法附則34条1項1号。付加年金及び死亡一時金の給付に要する費用（死亡一時金については加算額の給付に要する費用）は、その総額の4分の1が国庫負担によって賄われる。

〔問 10〕 正解 D 基金令45条2項。設問の通り正しい。

- A 法116条2項、法118条の2, 2項。職能型国民年金基金は、同種の事業又は業務につき全国を通じて1個であり、社会保険労務士に係る国民年金基金についても同様である。
- B 基金令35条。設問の「(平成3年4月1日以後の期間で10年を限度)」の「10年」は正しくは「5年(条文表記では60月)」であり、「68,000円」は正しくは「102,000円」である。
- C 法137条の17, 4項、5項。国民年金基金連合会が支給する給付について「脱退に係る一時金」は規定されていない。
- E 法116条1項。国民年金基金の加入員となることができるのは、第1号被保険者であるものに限られるので、任意加入被保険者は国民年金基金に申し出て、その加入員となることはできない。

正 誤 票

択一式試験問題

労働者災害補償保険法〔問 9〕 16 ページ 8 行目

〔誤〕 「当該事業が労災保険に係る」

↓

〔正〕 「当該事業の労災保険に係る」